

平成31年度 神奈川県予算・政策に関する要望について
(個別要望)

項 目	理 由
1. 土地の利活用について	<p>地域の経済活性化と持続可能な地域づくりにとって大変重要な要素のひとつである定住人口の増加のためには、特に当地域においては、市街化区域のみならず市街化調整区域も含め画一的な人口密度にとらわれない全体的な計画的かつ柔軟な土地利用が求められています。</p> <p>小田原市では人口が平成12年をピークに減少傾向となる中、将来的に20万人を堅持することが経済界では目標となっております。その目標達成にとって妨げとなりえる当地区ならではの事情を以下に挙げさせていただきます。</p> <p>(1) 市街化区域</p> <p>小田原市は地方再生コンパクトシティのモデル都市として選定され、国は平成30年度から3年間、モデル都市が掲げる具体的な取り組みに対し集中的な支援を進めるものと思います。このモデル選定を機として、「小田原市立地適正化計画策定」にあたっては、一般的な、人口密度と照らし合わせた一局集中のコンパクトシティを目指すためのものではなく、小田原市の歴史・地域特性を踏まえたエリア視点を考慮した、「コンパクトシティ小田原モデル」ともいえるものを構築するよう市に要望しております。立地適正化計画は、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づき各市町村が策定するものであると認識しております。市民・地元事業者の意見やアイデアを柔軟に活かし、民間資本が参入しやすい仕組みづくりなど、積極的に反映していただくよう市への働き掛けをお願いいたします。</p> <p>(2) 市街化調整区域</p> <p>小田原市では、市街化調整区域の土地利用の在り方について、現行の開発許可制度による市街地の外延化や宅地化に伴う優良農地の営農環境の悪化などの課題に対応すべく、平成30年11月30日に新たな開発許可制度を施行します。しかしながら、市街化調整区域の土地利用については、小田原市が目指すコンパクトシティを構築し、且つ地域コミュニティーを維持しつつ各地域の活性化を図るためにも同制度の十分な周知が必要であります。施行までの期間があまりにも短く、建設業・不動産業のみならず幅広い業界に十分な周知がはかられるかが疑問であります。地権者の財産権にかかる重要な制度でもありますので、柔軟な土地利用がなされるよう、施行前だけでなく施行後も十分な周知が図られるよう市への働き掛けを要望いたします。また、必要に応じて都市計画法34条の柔軟な運用など技術的支援を行っていただきますよう併せて要望いたします。</p>

(3) 立地適正化計画

ア 都市機能誘導区域

小田原市は小田原駅を中心とした広域中心拠点や鴨宮駅を中心とした地域中心拠点など、拠点ごとの特色を踏まえたエリア設定を行っておりますが、立地適正化計画は、施策の進捗管理指標や計画全体に係る目標値を居住誘導区域の設定と合わせて平成 30 年度末までに設定した上で、おおむね 5 年毎に進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを検討するものと認識しています。つきましては時間軸を持ったアクションプランとして運用し、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」が継続的に図られるよう市への働き掛けを要望いたします。

イ 居住誘導区域

市は①既存ストック（都市機能・都市基盤・住宅）が充実する区域への誘導②歩いて暮らせる区域（拠点周辺の市街地、公共交通沿線等）への誘導③災害リスクの高い区域への誘導抑制、という 3 つの居住誘導区域設定の考え方を踏まえ、平成 30 年度までに設定することとしています。居住誘導区域の設定に当たっては、関係団体、地域住民の方の意見を伺いつつ、都市計画審議会等での議論や、パブリックコメント等を行い、積極的に意見を反映するよう市への働き掛けを要望いたします。

(4) その他

居住誘導区域外の区域で建築物の開発行為を行おうとする場合などを対象に市長への届出が必要となります。つきましては、居住誘導区域外で、生活上の支障や経済的不利益が発生しないよう、保全と対策を要望します。また、市から開発許可行政について県に相談があった際には必要な情報共有や技術的な意見交換など、手厚い支援を併せて要望いたします。

【回答】

立地適正化計画は、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づき各市町村が策定するものです。

県では、市町による立地適正化計画の策定に向けた取組が適切に進められるよう、会議等の場において、国の指針等の説明や先進事例の紹介を行うなどの支援を行っております。御要望の内容につきましては、こうした場を活用して対応してまいりたいと考えております。

都市計画法に基づく開発許可行政の推進にあたっては、小田原市を含む開発許可権限を有する県内 12 市と県で構成している連絡協議会を設けておりますので、小田原市から相談があった場合には、必要な情報共有や技術的な意見交換などを行ってまいります。なお、市街化調整区域における開発については、計画的土地利用、自然環境の保全、スプロール化の防止等の観点から抑制してまい

	<p>りましたが、地域活性化の必要性についても認識しており、市街化調整区域においても地域の実情に応じて一定の利用を図ることができる地区計画制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>また、県では、市町村土地利用総合相談窓口を設け、市町村が地域振興のため計画的に行う土地利用など市町村の土地利用全般について、方向性が定まっていない早い段階においても相談に応じております。</p>
<p>2. J R 東海道線 上り 電車 終電の繰下げについて</p>	<p>小田原駅発車の J R 東海道線 上りは、小田原駅 2 3 時 1 0 分発の品川行きが最終電車となっており、小田急線最終電車の 0 0 時 0 3 分発に比べ約 1 時間も早く終電となっており、横浜や東京方面に帰るビジネス客や観光客にとって大変不便で、その結果、小田原での滞在時間の減少に伴い消費行動の妨げになっております。</p> <p>また、2 3 時近くまで営業を行っている飲食業などの店舗においては従業員の帰宅についても考慮しなければならないことから、東海道沿線 上り方面での人材確保が難しくなっており、人材確保面でも影響が出ております。</p> <p>さらに、ラグビーワールドカップ 2019 に出場するオーストラリア代表チームが事前合宿を行う意向を表明したり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ候補地へのエントリーをするなど、当地域に対する注目度や集客力が高まっていくことが予想されます。</p> <p>このようなことから、県西地域の拠点としてさらに利便性の強化を図るべく、J R 東海道線の 上り最終電車の時刻について、せめて小田急線同様の 3 0 分～4 0 分後の 0 時に近い時間に設定していただきたいと願っております。</p> <p>つきましては、県西地域の経済活性化にも繋がるものと考えておりますので、県におかれましても、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等において鉄道事業者へ要望される際には、活性化の観点から重点的に要望いただきますようお願いいたします。</p> <p>【回答】</p> <p>小田原駅における東海道本線 上り列車の終電の繰下げについては、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、J R 東日本に対して要望を実施しているところです。</p> <p>しかし、J R 東日本からの回答は、「小田原駅 23 時台の 上り電車は利用が極めて低調であるため、最終電車の繰り下げ、延長運転については考えてない」とのことです。地元におかれましては、一層の利用の促進に御協力をお願いいたします。</p>
<p>3. 箱根地域の国内外観光客への十分な対応について</p>	<p>箱根町は、多くの外国人観光客が訪れており、今後も、ますますの外国人観光客の増加が予想されます。</p> <p>そのような中、景観に配慮したピクトグラム（世界共通言語）による観光案内板や誘導看板が少なく、早急に対応することが必要であり、また、外国人観光客の利便性向上のため、「箱根 W i - F i」などの整備が進んでいる状況ではありますが、またまだ</p>

	<p>設置箇所の増設が必要な状況となっております。</p> <p>また、国内観光客に目を移しますと、道路の段差や多目的トイレの整備など高齢者や小さい子供連れに対するバリアフリーなど、ハード面のますますの推進も必要であると考えます。</p> <p>これらの課題を解決し、国内外での誘客に積極的に取り組むためのハード面の整備について、さらなる強力な支援を要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>外国人観光客の利便性向上のための施設整備については、引き続き、県内の県有施設の案内板等の多言語表記及びWi-Fiを整備するとともに、外国人観光客受入環境整備費補助金により、県内の観光資源周遊につながる民間施設の多言語表記及びWi-Fiの整備を支援してまいります。</p> <p>ハード面の整備のための市・町への財政支援については、市町村が実施する観光関連施設の整備事業や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく整備基準への適合を図るための既存施設の改良・改造事業に対して、「市町村自治基盤強化総合補助金」により財政支援を行っております。</p> <p>なお、バリアフリー対策事業については、平成30年度から事業採択の優先順位を引き上げておりますので、引き続き市町村に対して積極的な活用に向けた周知を図ってまいります。</p>
<p>4. 各種道路整備について</p>	<p>(1) 箱根新道（国道1号線バイパス）須雲川IC上り出口（小田原方面行き）・下り入口（芦ノ湖方面行き）の新設について</p> <p>箱根新道は2011年7月より恒久的に無料開放され、観光客の回遊性の向上に大いに貢献する中、須雲川IC上り出口（小田原方面行き）・下り入口（芦ノ湖方面行き）の新設はさらなる利便性の向上に寄与するものと考えます。</p> <p>観光客が箱根全体をより広範囲に回遊できるように利便性を高めることは、箱根全域の魅力をより強化し、観光事業の更なる活性化に繋がるものと考えられます。須雲川上り出口（小田原方面行き）・下り入口（芦ノ湖方面行き）の新設について、国への働きかけを引き続き要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>箱根新道の須雲川IC上り出口及び下り入口の新設については、御要望の趣旨を国に伝えてまいります。</p> <p>(2) 足柄幹線林道の整備の強化について</p> <p>箱根町は地震等大きな災害が発生した場合、道路が寸断され、各々の地域が孤立すると想定されています。そのような事態において足柄幹線林道は、町外を結ぶ迂回道路としての重要な役割を担い、ライフラインとして必要性は重大であります。県におかれましては国の「林道規定」の基準に基づき必要な安全性を確保し、今後も安全が確保されるよう適切に管理されることですが、道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減も</p>

	<p>図ることができることから、大きな災害にも耐えうるハード面を強化し、安全を担保した施設になるよう引き続き要望いたします。</p> <p>【回答】 大きな災害にも耐えうるハード面の強化については、国の「林道規程」の基準に基づき、引き続き安全の確保に努めてまいります。</p> <p>(3) 都市計画道路城山多古線の早期実現について 現在、小田原市周辺において道路整備事業が順次進めて頂いておりますが、城山多古線については、沿道に小田原市役所や小田原市立病院などの公共施設が立地しており、朝夕の交通渋滞が慢性化している中、沿道の工場跡地にイオンタウンが出店する計画を進めているため、交通量が増加することが予想されております。「改正・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所位置付けられていただいておりますので、引き続き用地買収や補償交渉を迅速に行うなど重点的に取り組んでいただきますよう要望いたします。</p> <p>【回答】 (都) 城山多古線・小田原山北線は、小田原、南足柄両市間の交流・連携を支える、大変重要な路線と認識しておりますので、今後も引き続き、用地取得など着実に整備を進めてまいります。</p>
<p>5. 酒匂川流域下水道事業における箱根小田原幹線工事の地元発注について</p>	<p>神奈川県県土整備部においては、箱根町湯本地区、小田原市風祭及び入生田地区の下水道の未普及解消に向け、平成24年度から箱根小田原幹線の整備を進めておられますこと承知しております。全延長約9.2Kmのうち、これまでに右岸処理場から久野川橋までの約2Kmが完成し、本年度は引き続き小田原市役所前から小田原厚木道路荻窪ICに至る約1.7kmの管きよを整備する予定とのことですが、工事の発注においても地元配慮した事業推進をしていただいておりますこと感謝申し上げます。</p> <p>整備目標では、平成30年度以降も工事の発注が見込まれていることから、引き続き、今後も災害などによる不測の事態に速やかに対応が可能な地元事業者を、その育成の観点からも優先的に取り扱っていただきますよう重ねて要望いたします。</p> <p>【回答】 箱根小田原幹線については、現在整備を進めているところですが、今後も工事の発注に当たっては、施工方法や整備スケジュール等を考慮した上、極力、地元業者に配慮してまいります。</p>
<p>6. 小田原・箱根の木工業に対する支援について</p>	<p>(1) 工芸技術所の専門的知識を持った県職員配置について 工芸技術所は、県内工芸品産業の発展を図るため、デザイン、加工技術、塗装の各技術分野から、ものづくり支援、研究開発、人材育成、技術情報連携・交流を事業の柱に昭和12年にこの小田原に設立されました。</p> <p>古くから木工の名産地として栄えてきた小田原箱根においても</p>

工芸技術所は技術指導や後継者育成など業界指導に貢献していた
だき、また館内に常設されている木工機械を多くの木工業者が利
用してまいりました。

また、平成29年4月1日から工芸技術所は神奈川県中小企業
支援課の管轄となり、翌年には常駐職員が配置されました。

木工芸を取り巻く環境は外国製品との価格競争等で依然厳しい
ながらも、伝統工芸のみならず新しいスタイルの製品の製造に
日々取り組んでいる状況であります。

このような時こそお客様ニーズやインバウンド対応も踏まえ、
技術指導やデザイン指導など専門的な知識と機械を所有する工芸
技術所の機能がますます求められております。また、ここ数年で
は「雑木囃子」や「いぶき会」などの次代を担う若手育成にもご
尽力を賜わり、技術指導をはじめ、この小田原箱根の特性を活か
した付加価値の高い木製品製造への助言をいただき業界支援に大
変寄与していただいております。

つきましては、工芸技術所の今後のあり方をお示しいただくと
ともに、木工産業の支援と若手育成、また組合によって異なる業
態のためさらなる専門的知識・実務に精通した職員の配置・増員
についてご高配いただけるよう要望いたします。

【回答】

工芸技術所については、引き続き県の組織として技術支援を行っ
てまいります。

木工産業の支援としては、木工産業従事者が、ものづくりを行う
際に必要となる機械類の利用支援や試作品製作等の支援を引き続
き行ってまいります。また、若手育成については、木工産業に従
事する若手技術者を対象とした交流会の開催等を引き続き行うと
ともに、工芸品産業に参入しやすい環境づくりとして、創業予定
者または創業間もない方を対象に、工芸技術所内に共同で利用で
きる場所を提供する仕組みを新たに構築してまいります。

職員については、専門的知識を持った職員の配置に努めるととも
に、現状を踏まえながら必要な調整を行ってまいります。

(2) 木製品への支援について

当所では(一社)箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地
方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・
木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積
極的に参加しPR活動を行ってきております。

平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり、中心市
街地でのイベントとして、小田原地下街にて「木・技・匠」イベン
トを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化
に触れる機会を提供して、中心市街地活性化の一翼を担っており
ます。

また、箱根物産連合会が「TAKUMI館」を営業し、木製品の
販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど若手の育成指導や
販路の開拓、木製品の情報発信に努めております。

つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「小

	<p>田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」など次世代に継承していくためにも支援策を含め、従前にも増して強力にご支援いただけますよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>伝統工芸を次世代に継承していくための支援施策については、次世代を担う若者等が木工芸品に興味や関心を持ち理解を深める事ができるイベントを引き続き実施するほか、産地の後継者となる若手工芸技術者が集う「工芸ヤングフォーラム」の場を活用して、専門家による新商品開発などの支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、伝統工芸等の販路拡大を図るため、引き続き、県内外での物産展への出展を支援するとともに、ラグビーワールドカップ2019TM関連会場や東京都内でのプロモーションなどでPRし、販売促進につなげてまいります。</p>
<p>7. 富士山噴火災害予想と自然災害に対する事業所への配慮について</p>	<p>近年の富士山火山防災対策に関しては、噴火警戒対策、物流の移動手段対策、避難計画などの対応が懸念されているところではありますが、山梨県、静岡県、神奈川県を中心に国、市町村、学識者で構成する「富士山火山防災対策協議会」を設立し、3県にわたる防災対策の検討や防災訓練等を実施していること感謝申し上げます。</p> <p>更に神奈川県では独自で富士山の噴火や降灰などの被害想定を検討されていると思いますが、富士山噴火で県内に降り積もる火山灰は30～50センチ以上降灰する可能性があり、県民にとって健康や交通、インフラ等に与える火山灰の影響による被害は脅威であります。そして、近年の火山活動に対する噴火警戒対策（富士山噴火時の避難方法や公共交通機関の動向、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、廃棄方法や収集場所など対策、物流の対策）について、県民はもとより県内企業は何を準備すべきか判断できません。</p> <p>このような中、企業にとっては噴火時の火山灰収集場所や廃棄方法（例：鹿児島市「克灰袋」配布⇒廃棄場所）は大変関心の高い事なので、具体的な指示をいただけますようお願いいたします。</p> <p>また、県内へ想定される降灰被害について、各市町村の火山防災対策の検討及び計画の推進を、小田原市ならびに周辺自治体への働きかけをいただけますよう要望いたします。</p> <p>併せて、企業はBCPを作成し災害等に対し備え準備を進めておりますが、今後も企業が安心して操業できるよう、そして従業員等へ十分な安全対応ができるよう、併せてご指導いただきますようお願いいたします。</p> <p>【回答】</p> <p>富士山が噴火した場合における降灰量については、本県、静岡県、山梨県の3県で構成される富士山火山防災対策協議会富士山ハザードマップ検討委員会報告書の「降灰可能性マップ」の中で、本県では県西部で50cm、県東部でも10cm程度の降灰量が想定されております。このほか、過去の富士山噴火の調査や研究な</p>

	<p>どから、本県のみならず、首都圏など広範囲な地域に降灰が及ぶことが予測されております。</p> <p>特に本県は、富士山の東側に位置し、降灰の影響を受ける可能性は高いため、関係市町等で構成される富士・箱根火山対策連絡会議火山灰ワーキンググループを開催し、降灰に関する対応策や処分方法を検討したほか、鹿児島市を招いた勉強会など実施しています。</p> <p>しかし、富士山の降灰対策の検討については、自治体レベルでは限界があるため、国が主体となって除去や処分方法など明確な指針を示し、具体的かつ総合的な降灰対策を行うよう、本県では九都県市首脳会議等を通じて国への要望を継続的に行っております。</p> <p>こうしたなか、国は平成30年秋から富士山の大規模噴火における降灰対策の在り方等の検討を始め、平成30年9月11日に学識者や関係機関等による大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループを立上げ、国を中心とした本格的な降灰対策の検討が始まりました。</p> <p>県としては、この検討内容を踏まえ、関係機関と連携した検討を進めてまいります。</p> <p>企業の事前対策等については、県内中小企業が地震や自然災害をはじめとする不測の事態に速やかに対応できるよう、県ではこれまでもBCPの策定・普及啓発を行ってきました。今後も引き続き、BCP策定企業の拡大に向け、支援してまいります。</p> <p>また、国が新たに創設する中小企業者が策定する防災・減災を目的とした事業継続力に関する計画の認定制度について普及を図ってまいります。</p>
<p>8. いのち輝くまちづくり構想推進について</p>	<p>小田原市久野のイオングループ所有の土地（JT跡地）の開発計画について、平成27年7月にイオングループ、小田原市、神奈川県、小田原箱根商工会議所による「いのち輝くまちづくり構想4者研究会」が発足し、神奈川県からは県西地域県政総合センター所長、企画調整部長に構成メンバーに加わって頂き、研究会を開催してまいりました。</p> <p>昨年、2年間にわたる研究の成果として基本計画を発表いたしました。現在は、新たな構成メンバーを加えて、基本構想で掲げた6本の柱の中心である地域医療体制との連携、健康増進施策の推進、県の「未病を改善する」拠点としての機能と位置付けを具現化できるよう、課題解決のための懇談会を開催しております。</p> <p>つきましては、県が係っている県西地区の地域医療構想に基づく医療関係整備について、小田原市ならびに周辺自治体への働きかけを含め積極的に推進いただけますよう再度要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>平成28年10月に策定した地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、適切な医療提供体制をどのように確保していくかというビジョンです。</p> <p>県では、各地域に設置する地域医療構想調整会議において、地域</p>

	<p>の医療関係者や市町村とともに、地域医療構想の推進に向けた検討を進めているところです。県西地域においても、地域の医療関係者や各自治体などで構成される会議において、医療機関から報告される病床機能報告や地域における疾患ごとの医療提供状況を表すデータを収集・分析しながら、地域の課題を見える化し、地域の医療提供体制についての議論、検討を進めています。</p> <p>今後も引き続き地域の声をしっかりと聞きながら、検討を進めてまいります。</p>
<p>9. 箱根の総合的な雪害対策について</p>	<p>箱根は平成26年に大雪があり、今年も3月に季節外れの降雪がありました。マスコミにも大きく報道され、立ち往生する車両が多発することによる大渋滞や、朝から晩まで電車やバスを待つ観光客等の姿が報道されました。</p> <p>国際観光地として、年間2千万人を超える外国人をはじめとする多くの観光客が訪れる箱根ですが、このような状況では、緊急車両も通行できない、あるいは重い荷物を持ち、箱根湯本まで徒歩で下る外国人観光客を見ると、とても観光地のあるべき姿ではありません。</p> <p>このため、積雪時の対策が急務であり、先般、同様の雪害が発生した福井県では、国土強靱化地域計画の中に位置づけていくよう計画を策定していることが報道されています。</p> <p>箱根においても、安心・安全な社会を実現するため、神奈川県・箱根町が中心となり、交通事業者、道路関係者、警察、観光事業者等多くの関係者が集まり、雪害に関する計画を至急定めていただくことを要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の第4編（雪害対策編）に、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めています。</p> <p>なお、箱根地域の県管理道路の凍雪害対策については、地域を4つのブロックに分け、各ブロックの協定会社が除雪や凍結防止剤の散布をするなど凍雪害対策を実施しており、こうした作業を迅速に行うため、4つのブロック全てに除雪車などを予め配備した凍雪害対策基地を計画的に配置することとし、昨年度までに3箇所、今年度に残る1箇所を整備して体制強化を完了したところです。道路利用者が安全かつ安心して通行できるよう、引き続き、適切な凍雪害対策に努めてまいります。</p>